3　免許事項証明書等の請求

施行日以後、書面の免許状又は登録状（以下「免許状等」といいます。）は交付されません。

改正法の施行日以後、新電波法第14条の２の規定による免許記録に記載されている事項を証明した書面（以下「免許事項証明書」といいます。）及び新電波法第27条の23の規定による登録記録に記録されている事項を証明した書面（以下「登録事項証明書」といいます。）を請求することができます。

免許事項証明書又は登録事項証明書（以下「免許事項証明書等」といいます。）は、所轄の総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）宛てに、書面又は総務省電波利用電子申請を利用することにより請求することができます。免許事項証明書等の請求の様式は、無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）に定めるとともに、総務省電波利用ポータル（https://www.tele.soumu.go.jp/）に掲載します。

免許事項証明書等の請求に当たっては、新電波法第103条第１項の規定に基づき、電波法関係手数料令の一部を改正する政令（令和７年政令第270号）による改正後の電波法関係手数料令（昭和33年政令第307号）第３条の２に規定する手数料の額の納付が必要となります。手数料の額については、総務省電波利用ポータルにおいても掲載します。

4　無線局の免許状等のデジタル化に伴う手続について

電波法施行規則等の一部を改正する省令（令和７年総務省令第85号）附則第５条及び第７条の規定により、改正法の施行日以後、現に交付されている免許状は免許事項証明書とみなし、登録状は登録事項証明書とみなされます（当該免許状等に係る無線局の免許記録等に記載されている事項と当該免許状等に記載されていた事項が変わらない場合に限ります。）。

このため、現に免許等を受けている場合は、無線局の免許状等のデジタル化に伴う特段の手続を行う必要はありません。従前のとおり無線局を運用できます。

5　その他

その他、詳細につきましては、総務省電波利用電子申請及び総務省電波利用ポータルの各ウェブサイトを御確認いただくか、所轄の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。）にお問い合わせください。

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月一日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	六号
(三) 占用を制限する区域	福島県双葉郡大熊町大字熊字本清水六六番から同町大字熊川字下川原二三番まで
(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日	令和七年九月一日
(七) 図面縦覧場所	東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月一日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	十三号
(三) 占用を制限する区域	福島市天神町七三番八から同市天神町一三四番五まで
(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日	令和七年九月一日
(七) 図面縦覧場所	東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月一日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	四十九号
(三) 占用を制限する区域	いわき市好間町北好間字猪ノ鼻五七番一六から同市好間町北好間字猪ノ鼻一二番一まで
(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日	令和七年九月一日
(七) 図面縦覧場所	東北地方整備局及び同局磐城国道事務所